

米軍の構成員、軍属、家族の出入国（昭和27年5月日米合同委員会合意）

1 米軍用船舶又は航空機の出入する海港及び空港

(1) 協定第5条第1項に定める軍用船舶及び軍用航空機は、通常、開港又は米軍の管理する空港から出入する。ただし、米軍関係者以外の乗客又は乗員が輸送される時は、次の港から出入国するのを原則とする。

東京、川崎、横浜、横須賀、清水、名古屋、四日市、和歌山下津、大阪、若松、博多、三池、唐津、佐世保、長崎、鹿児島、津久見、舞鶴、神戸、宇野、呉、広島、新居浜、岩国、徳山下松、下関、門司、八幡、敦賀、青森、釜石、塩釜、函館、小樽、釧路、室蘭、羽田空港、岩国空港

(2) 日本当局による検疫に服する人、動植物を日本に輸送する時は指定された検疫港から出入するものとする。

(3) これらの軍用船、航空機は緊急の場合は、他のいずれの日本国の港又は空港にも入ることができる。

2 通告

(1) 軍用船舶又は航空機は米軍関係者以外の乗員又は乗客が乗船（機）しているときは、船舶又は航空機の長は、直接又は、港所在の米軍連絡機関もしくは、代理店を通じ日本の税関又は入管港出張所に通告を行なっている。これらの乗員、乗客に対する上陸審査は、日本側出先機関と現地米軍側との間に特別の取極のある場合以外は、日没後は行なわないものとする。

米軍関係者以外の乗客を乗せている米軍用機が、米軍の管理する空港から入国する必要が生じた場合は、関係米軍当局はこれらのものを最寄りの入管及び税関の港出張所まで輸送し、日本国への入国手続を行なわせなければならない。

(2) 右の外、軍用船舶が日本国の港に入るときは、一般的に入港の通知を行なわなければならない。この通告は港湾管理者又は港長に対して行なわれる。

(3) 緊急の場合に米軍用船舶が開港以外の避難港に入港したときは、すみやかに日本側入管、税関、海上保安庁の出先機関に通告しなければならない。

(4) 港に所在する米軍連絡機関は当該港に入った米軍用船舶又は航空機について、その資格を立証する書類を入管及び税関出張所に提出しなければならない。港にある船舶又は航空機がその軍用の資格を喪失し又は軍用の資格を取得したときは、直ちに最寄りの入管、税関、海上保安庁及び航空局の出先機関に通報しなければならない。

3 不法入国者の送還

米軍用船舶又は航空機に乗船(機)し、日本へ不法入国した者があつたときは、米軍は直ちにその者を本邦外に輸送しなければならない。

これら船舶又は航空機に乗っている者が、入国審査官によって上陸を拒否されたときも同様である。

4 構成員(現役軍人をいう。)、軍属、家族の出入国手続

(1) 米軍構成員は日本国への出入国に当たり次の文書を所持しなければならない。

ア 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書。

イ 米軍構成員としての身分又は地位及び命令された旅行を証明する旅行命令書。

(2) 軍属、家族は日本国への出入国に当たり次の文書を所持しなければならない。

ア その者の身分の記載のある米国旅券(米国と他との二重国籍者の場合を含む。)

緊急やむを得ない場合で旅券を取得する時間的余裕のない場合は、その者が旅行命令書を所持していれば、入国の際は旅券に代えうるものとされ

ているが実例はほとんど無い。

イ 日本国民である米軍構成員、軍属の家族は日本旅券又は日本政府の発給したこれに代わる旅券文書。

(3) 日本へ入国した米軍関係者が休暇又は臨時軍務で出入国する場合。

ア 軍人は旅行期間をカバーする旅行命令書又は休暇命令書及び前記(1)アに定める身分証明書。

イ 軍属及び家族

各所属部隊司令官による「出国及び再入国許可」の裏書のある旅券又は旅行命令書。

(4) 米軍関係者が米軍用船舶又は航空機により入国する場合は、一般に通常の入国税関施設から分離された別個の施設において手続を行う。この場合、入国する米軍関係者が前記の文書を所持していることを確認し、各人の通関証明書(税関申告書)の写しの税関への提出を確実にすることは米当局の責任とする。

(5) 一般の商業船舶又は航空機により輸送される米軍関係者は、原則として日本国法令による出入国手続に従わなければならない。

5 乗員の上陸

米軍当局は米軍用船舶又は航空機の乗員の不法上陸を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(1) 米軍の管理する船舶、航空機

ア これらの船舶又は航空機の乗員は、大部分米軍関係者以外のものであるから、日本国の港において上陸するときは、寄港地上陸許可書の発給を受けなければならない。

当該船舶等が出港する際は、船(機)長は、上陸を許可された全ての乗員が帰船していることを確認報告の上、当該、港入国審査官に発給された寄港

地上陸許可書を返還しなければならない。入国審査官は必要がある場合は、これら乗員の個別的点検を行う。

イ 寄港地上陸許可を受けるに際し、これら乗員は入国審査官に身分証明書、乗員手帳、旅券又はこれらに代わる文書を提示しなければならない。

ウ 船長（機長）は、これら乗員で入国審査官から上陸許可書を与えられなかった者をその責任において船内又は飛行場区域内に留め置かなければならない。

エ 入管当局はミスシッ乗員はすべて身柄を収容し、必要あるときは退去強制手続を進める。

ミスシッした乗員で犯罪により逮捕された者があった場合で米国がその者の裁判管轄権を有しているときは、米国側に引渡すものとする。

（２）米軍が運航している船舶、航空機

ア これら船舶の乗員は大部分米軍関係者であるが、例外的に米軍関係者以外の乗員が勤務している。

入国審査官はこれら米軍関係者以外の乗員が船長又は機長（米軍軍人又は軍属）の発給にかかるその身分を立証する証明書を所持しているときは、審査の上、寄港地上陸を許可することができる。

イ 前記により上陸を許可された者がミスシッしたときは、その者の本邦からの送還は米軍当局の責任とする。

6 資格の変更

米軍関係者として入国した者がその身分を失った後に、一般外国人として日本国に留まり又は留まろうとするときは、米軍当局は遅滞なく、入国管理局長に次の事項を通告しなければならない。

通常このような場合、日本国にとどまろうとする者が、身分喪失前に最寄りの入管事務所において一般外国人としての在留資格取得の申請を行ない、当該許

可があった場合のみ、米軍当局は当該構成員、軍属、家族の日本国内にける除隊、解雇等を行なっている。

- (1) 氏名、性別、国籍、生年月日
- (2) 階級、番号、地位
- (3) 家族についてはその者を扶養している構成員又は軍属の氏名及び所属部隊
- (4) 米軍関係者としての身分を喪失する日付

7 船舶及び航空機の資格喪失

港にある合衆国の関係当局は、当該開港に入った船舶又は航空機が、合衆国軍船舶であるときは、その資格を立証する証明書を税関及び入管出張所に提出しなければならず、また、港にある船舶又は航空機がその資格を喪失し、又はチャーター若しくは契約により合衆国軍の管理船舶が管理航空機となったときは、直ちに最寄りの税関、入管、地方海上保安庁又は航空庁に通報する責任を有する。

8 コントラクターの月報

行政協定第14条に定めるコントラクター及びその被用者について、関係米軍当局は入国管理局及び税関部に対し、月報をもって入国、出国、新規雇用、解雇及び日本国内の居所変更について通報を行なうことが定められている。

9 人の検疫

安全保障条約第3条に基づく日米行政協定の本文中に直接検疫の取扱についての明文がないが、外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和27年法律第201号）の範囲内において、次の措置を実施することに同意している。

- (1) 合衆国軍に提供している区域に入航する合衆国軍の船舶又は航空機の検疫については、その区域に在勤する検疫担当軍医の申告に基づき、最寄りの検

疫所長が検疫済証又は仮検疫済証を交付している。

なお、検疫感染症が存在する場合は、日本の法律を尊重して合衆国軍の検疫担当軍医が所要の措置を行ない。これらすべてについての通報を最寄りの検疫所に行なうこととしている。

(2) 合衆国軍に提供していない港又は飛行場に入航する合衆国軍の船舶又は航空機の検疫については、すべて日本の検疫所が実施している。

10 動物の検疫

(1) 動物及び畜産物で軍用として米国から輸入されるものは、軍隊によって輸送され、その輸入目的に相当の迅速性が要求されており、利用面においても限定されているので、輸入検疫は米側の輸出検疫をもってこれに当てている。

(2) 米国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族が自己の所有になる動物及び畜産物を私的に輸入する場合には、輸入港において日本の家畜防疫官が輸入検疫を行なっている。

(3) 海外で特殊の家畜伝染病が発生し、当該地域からの動物又は畜産物の輸入によってその伝染病のまん延が懸念される場合には、その輸入の可否について両国間で協議し決定することになっている。

(4) 米軍医が、公用のため臨床及び予防研究のために必要とする材料は、その良心的な管理に委ね、これらの材料を受領し米側関係機関からその都度文書によって通告を受けることによって了解し、輸入を許可することとしている。

(5) 輸出の場合においては、以上の事項に準じて行なっている。